

緊急歯科治療費用補償特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、下表の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
緊急歯科疾病	責任期間（※1）中に生じた歯科疾病症状（※2）の急激な発症・悪化（※3）をいいます。
緊急歯科治療	痛みや苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための応急治療または飲食時の苦痛を一時的に除去もしくは緩和するための義歯もしくは歯科矯正装置の応急修理で、かつ、社会通念上妥当なものをいいます。
歯科医師	被保険者が歯科医師である場合は、被保険者以外の歯科医師をいいます。
疾病治療費用保険金	疾病治療費用特約（※4）に規定する疾病治療費用保険金をいいます。
支払責任額	他の保険契約等（※5）がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。
治療・救援費用保険金	治療・救援費用特約（※6）に規定する治療・救援費用保険金をいいます。
保険金	この特約により補償される損害が生じた場合に、当社が被保険者に支払うべき金銭であって、疾病治療費用保険金または治療・救援費用保険金をいいます。
保険事故	緊急歯科疾病の発生をいいます。

- （※1）保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。以下この特約において同様とします。
- （※2）装着中の義歯または歯科矯正装置に生じた異常（※7）により飲食に支障が生じる状態を含みます。
- （※3）責任期間中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもって避けられない症状の変化をいいます。
- （※4）疾病治療費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- （※5）第2条（保険金を支払う場合）の費用に対して保険金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。
- （※6）治療・救援費用補償特約をいいます。以下この特約において同様とします。
- （※7）傷害に該当するものを除きます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- （1）当社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用特約が付帯されている場合には、同特約第3条（保険金を支払わない場合—その1）（3）③の規定にかかわらず、被保険者が緊急歯科疾病を直接の原因として、責任期間中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合にも、この特約、疾病治療費用特約および普通約款（※1）の規定に従い、疾病治療費用保険金を支払います。ただし、緊急歯科疾病については、同特約第2条（1）ただし書の規定にかかわらず、責任期間中に要した費用に限ります。
- （2）当社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救援費用特約が付帯されている場合には、同特約第4条（保険金を支払わない場合—その1）（3）②の規定にかかわらず、被保険者が緊急歯科疾病を直接の原因として、責任期間中に歯科医師による緊急歯科治療を開始した場合にも、この特約、治療・救援費用特約および普通約款の規定に従い、治療・救援費用保険金を支払います。ただし、緊急歯科疾病については、同特約第3条（費用の範囲）（1）の表の①ただし書の規定にかかわらず、責任期間中に要した費用に限ります。
- （※1）海外旅行保険普通保険約款をいいます。以下この特約において

同様とします。

第3条 (保険金を支払わない場合)

- （1）当社は、この特約が付帯された保険契約に、疾病治療費用特約が付帯されている場合には、同特約に規定するもののほか、下表のいずれかに該当する事由によって生じた緊急歯科疾病に対しては、保険金を支払いません。

①	義歯または歯科矯正装置の欠陥
②	義歯または歯科矯正装置の自然の消耗または性質によるさび、かび、変色その他類似の事由
③	義歯または歯科矯正装置のすり傷、かき傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷
④	ブラッシング、審美歯科治療、その他口腔衛生行為

- （2）当社は、この特約が付帯された保険契約に、治療・救援費用特約が付帯されている場合には、同特約に規定するもののほか、（1）の表の①から④までに掲げる事由のいずれかによって生じた緊急歯科疾病に対しては、保険金を支払いません。

第4条 (疾病治療費用および治療・救援費用の範囲)

- （1）緊急歯科疾病により支払う疾病治療費用保険金については、疾病治療費用特約第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定にかかわらず、同条（1）の「（2）に掲げる金額」とは、下表に掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。

①	歯科医師の診察費、処置費および手術費
②	歯科医師の処置または処方による薬剤費、治療材料費および医療器具使用料
③	X線検査費、諸検査費および手術室費
④	この保険契約の保険金の請求のために必要な歯科医師の診断書の費用

- （2）緊急歯科疾病により支払う治療・救援費用保険金については、治療・救援費用特約第3条（費用の範囲）（1）の規定にかかわらず、同条（1）の「第2条（保険金を支払う場合）（1）の費用」とは、（1）の表の①から④までに掲げる金額をいいます。ただし、社会通念上妥当な金額であり、かつ、保険事故と同等のその他の事故に対して通常負担する金額相当額とします。また、この保険契約を締結していなければ生じなかった金額を除きます。
- （3）（1）および（2）の規定にかかわらず、当社は、下表に掲げる歯科治療に要した費用に対しては、疾病治療費用保険金および治療・救援費用保険金を支払いません。

①	緊急歯科治療を伴わない検査
②	その他当社が疾病治療費用保険金または治療・救援費用保険金の支払対象とはならないと指定した保険証券記載の治療
③	義歯の提供を含む治療
④	定期的な治療。ただし、緊急歯科治療と不可分の治療で、かつ、社会通念上妥当なものを除きます。
⑤	予防治療または審美歯科治療
⑥	あらかじめ予定されていたまたは予測されていた治療

第5条 (当社の責任限度額)

疾病治療費用特約第5条（当社の責任限度額）または治療・救援費用特約第6条（当社の責任限度額）（1）の規定にかかわらず、当社がこの特約に基づいて支払うべき疾病治療費用保険金または治療・救援費用保険金の額は保険期間を通じ、10万円をもって限度とします。

第6条 (保険金の請求)

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、被保険者が歯科医師の緊急歯科治療を要しなくなった時または責任期間の終了した時のいずれか早い時から発生し、これを行使用することができるものとします。
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、保険金請求書、保険証券および下表に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。

①	責任期間中に緊急歯科疾病が生じ、かつ、責任期間中に歯科医師の緊急歯科治療を開始したことおよび緊急歯科疾病の程度を証明する歯科医師の診断書
②	第4条(疾病治療費用および治療・救済費用の範囲)(1)または(2)の費用の支払を証明する領収書
③	被保険者の印鑑証明書
④	疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の請求を第三者に委任する場合には、疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書
⑤	当会社が被保険者の症状・治療内容等について歯科医師に照会し説明を求めることについての同意書
⑥	その他当会社が普通約款第20条(保険金の支払時期)(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの

第7条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

他の保険契約等(*1)がある場合において、それぞれの支払責任額の合計額が、第4条(疾病治療費用および治療・救済費用の範囲)(1)または(2)の費用の額を超えるときは、当会社は、下表に掲げる額を疾病治療費用保険金または治療・救済費用保険金として支払います。

①	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われていない場合	この保険契約の支払責任額
②	他の保険契約等(*1)から保険金または共済金が支払われた場合	第4条の費用の額から、他の保険契約等(*1)から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。

(*1) 第2条(保険金を支払う場合)の費用に対して保険金または共済金を支払うべき他の保険契約または共済契約をいいます。

第8条 (疾病治療費用特約および治療・救済費用特約の適用除外)

この特約については、下表の規定は適用しません。

①	疾病治療費用特約第2条(保険金を支払う場合)(5)、第5条(当会社の責任限度額)および第13条(普通約款の読み替え)
②	治療・救済費用特約第3条(費用の範囲)(2)、第6条(当会社の責任限度額)および第16条(普通約款の読み替え)

第9条 (疾病治療費用特約および治療・救済費用特約の読み替え)

- (1) この特約については、疾病治療費用特約を下表のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(3)	(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等	緊急歯科疾病の発生の認定、緊急歯科治療を開始した時期等
②	第2条(保険金を支払う場合)(3)	医師	歯科医師
③	第3条(保険金を支払わない場合-その1)(1)	発病した疾病	発生した緊急歯科疾病
④	第9条(事故の通知)(1)	疾病を発病した	緊急歯科疾病を発病した
⑤	第9条(事故の通知)(1)	発病の状況	緊急歯科疾病の発生の状況
⑥	第12条(代位)(1)	第2条(保険金を支払う場合)(2)の費用	この特約第4条(疾病治療費用および治療・救済費用の範囲)(1)の費用

- (2) この特約においては、治療・救済費用特約を下表の通り読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条(保険金を支払う場合)(2)	(1)の、疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等	緊急歯科疾病の発生の認定、緊急歯科治療を開始した時期等
②	第2条(保険金を支払う場合)(2)	医師	歯科医師
③	第4条(保険金を支払わない場合-その1)(1)	被保険者が第2条(保険金を支払う場合)(1)の表のいずれかに該当したこと	被保険者に緊急歯科疾病が発生したこと
④	第12条(事故の通知)(1)の表の①	第2条(保険金を支払う場合)(1)の表の①、②、③または⑤	緊急歯科疾病
⑤	第15条(代位)(1)	第2条(保険金を支払う場合)(1)の費用	この特約第4条(疾病治療費用および治療・救済費用の範囲)(2)の費用

第10条 (準用規定)

この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。